

令和8年度に進学する「給付奨学生採用候補者」の自宅外月額支給早期化に係る手続きについて

自宅外月額支給早期化とは、日本学生支援機構で自宅外通学に係る審査を入学前に実施することで、進学届提出（入力）後、該当学生の「自宅外通学月額」支給開始時期を早期化する手続きの事です。

注意事項：複数の学校に当該書類を提出することは認められません。

【手続き対象支援区分】

* 第I区分～第III区分、第I区分（多子世帯）～第IV区分（多子世帯）

※「多子世帯」の者については、同時に「第一種奨学生採用候補者」となっている者に限り対象

「自宅外通学」とは、学生等本人が生計維持者と別居し（生計維持者の単身赴任等は含まない。）、学生等本人または生計維持者が学生等本人の居住に係る家賃を支払って生活していることをいい、かつ、以下の『自宅外通学の要件』のいずれかに該当する場合をいいます。

《自宅外通学の要件》

1. 実家（生計維持者いずれもの居住地）から大学等までの通学距離が片道 60 キロメートル以上（目安）
2. 実家から大学等までの通学時間が片道 120 分以上（目安）
3. 実家から大学等までの通学費が月 1 万円以上（目安）
4. 実家から大学等までの通学時間が片道 90 分以上であり、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が 1 時間当たり 1 本以下（目安）
5. その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合

※社会的養護を必要とする人や独立生計維持者が、学生等本人の居住にかかる家賃を学生等本人が支払いながら通学する場合は、学校までの通学距離・時間等に関わらず「自宅外通学の要件」5.として「自宅外通学」の審査を申請することができます。

【手続きの流れ】

学生

申請書類を大学に提出 **【期限_3月13日(金)】**

* 「通学形態変更届（自宅外通学）」

* 自宅外通学証明書類

別紙の「自宅外通学要件確認チャート」

で必要書類（A～G）を確認して下さい。

大学

大学にて確認し、
日本学生支援機構
へ申請書類を送付

日本学生支援機構

審査

※不備なく審査が完了となれば、入学後に行う「進学届提出（入力）」後、給付奨学金の初回振込月から「自宅外通学月額」の振込となります。

提出書類に不備がある場合は、大学に書類が返送されてきますので、連絡いたします。

審査完了するまでは、進学届提出(入力)後の初回振込は「自宅通学月額」の給付奨学金振込となります。但し、入居日(又は採用決定月)から3ヵ月以内に書類審査が完了すれば、新規採用者の場合は支給始期が自宅外月額となりますので、遡って自宅外月額の給付奨学金が振込まれます。

◎早期手続きを行う場合は、学生課まで連絡して下さい。申請書類及び資料を送付いたします。期限までの書類提出が難しい場合は、入学後4月24日(金)までに手続きをして下さい。申請書類及び資料については、4月2日(木)予約採用説明会にてお渡しします。

※ご不明な点などありましたら、学生課までお問合せ下さい。

聖泉大学 学生課

電話：0749-43-7512 (平日9:30~17:00)